

4 月下旬号
2013 年

国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

4 月 27 日(周六) 9:00~12:00 市政府开设部分业务窗口

4月27日(土) 9:00~12:00 窓口業務を一部開設します

预防疫苗定期接种

予防接種の定期接種

4 月 1 日开始, 预防子宫颈癌疫苗, b 型流感嗜血杆菌疫苗, 小儿用肺炎球菌疫苗根据预防接种法的规定可以定期接种, 费用无料。接种当日请携带母子健康手帐。事先必须在规定可以接种的医院提前预约

4月1日から、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、予防接種法で定める定期接種となりました。費用は無料です。接種当日は母子健康手帳を持参してください。市内の予防接種取扱医療機関に予約のうえ、接種を受けましょう。

疫苗的种类 ワクチンの種類	补助对象 助成対象	接种的次數和間隔 接種回数と間隔
预防子宫颈癌疫苗 子宮頸がん予防 ワクチン	小学 6 年级至高校 1 年级的符合 年齢的女生 小学校 6 年生から高校 1 年生に 相当する年齢の女子	6 个月内接种 3 次 6 か月の間に合計 3 回接種
B 型流感嗜血杆菌疫苗 ヒブワクチン	生后 2 个月至 7 个月未滿的嬰兒 (理想的开始接种年齡) 生後 2 か月以上 7 か月に至るまで (望ましい接種開始年齢)	<初次接种> 接种 3 次, 每次間隔 4 至 8 周 (初回接種) 4 週間~8 週間の間隔で 3 回接種 <追加免疫> 初次免疫接种大約間隔 7 个月到 13 个月之間追加 1 次接种 (追加接種) 初回接種後、7 か月~13 か月の間に 1 回接種
	生后 7 个月至未滿 12 个月的嬰兒 生後 7 か月以上 12 か月に至るまで	<初次接种> 接种 2 次, 每次間隔 4 至 8 周 (初回接種) 4 週間~8 週間の間隔で 2 回接種 <追加接种> 初次免疫接种后大約間隔 7 个月到 13 个月之間追加 1 次接种 (追加接種) 初回接種後、7 か月~13 か月の間に 1 回接種
	1 岁以上 5 岁未滿的儿童 1 歳以上 5 歳に至るまで	接种 1 次 1 回接種
小儿用肺炎球菌疫苗 小児用肺炎球菌 ワクチン	出生後 2 个月以上 7 个月未滿的 嬰兒 (理想的开始接种年齡) 生後 2 か月以上 7 か月に至るまで (望ましい接種開始年齢)	<初次接种> 接种 3 次, 每次間隔 27 日以上 (初回接種) 27 日以上の間隔で 3 回接種 初回接種在出生後 12 个月之前完成 * 初回接種は生後 12 か月未滿に
	生后 7 个月以上 12 个月未滿 生後 7 か月以上 12 か月に至るまで	<初次接种> 2 次每次間隔 27 日以上 (初回接種) 27 日以上の間隔で 2 回接種 <追加接种> 初次接种后間隔 60 日以上 1 岁以后追加 1 次接种 (追加接種) 初回接種後 60 日以上の間隔で 1 歳以降に 1 回接種
	1 岁儿童 1 歳児	接种 2 次每次間隔 60 日以上 60 日以上の間隔で 2 回接種
	2 岁以上至 5 岁未滿儿童 2 歳以上 5 歳に至るまで	接种一回 1 回接種

询问处: 各保健中心 健康推进课

TEL 072-960-3802 / FAX 072-960-3809

問合先

各保健センター
健康づくり課



<p>为女性的法律・劳动咨询</p>	<p>じょせい ほりつ ろうどうそうだん 女性のための法律・労働相談</p>
<p>◇日期: 法律=5月1日(周三)、5月15日(周三)、6月5日(周三) 13:00~16:00 毎日6人(每人限30分钟) 劳动=5月11日(周六)、6月8日(周六) 13:30~16:20 毎日3人(1人限50分钟。可电话相談) *以上均按申请顺序。 ◇场所:男女共同参画中心(若江岩田站 希来里 6F) ◇申请:周二~周日的10:00~17:00 电话预约申请。 (法律咨询需提前2周,劳动相谈随时受理,) *除去、4月30日(周二)、5月7日(周二) ※1岁6个月~就学前的幼儿可托放。(需预约・收费) ※不能使用日语的人请在周二~周五的10:00~17:00之间与国际情报广场联系。</p>	<p>◇日時: △法律=5月1日(水),5月15日(水),6月5日(水) 午後1時~4時 各日6人(1人30分) △労働=5月11日(土),6月8日(土) 午後1時30分~4時20分 各日3人(1人50分 電話相談可) *いずれも申込先着順 ◇場所:イコーラム(男女共同参画センター) ◇申込:火~日の午前10時~午後5時に電話で申込み。(法律相談は2週間前から、労働相談は随時受付 4月30日(火)、5月7日(火)を除く)※1才6ヶ月~就学前幼児の保育あり。(予約要・有料) ※日本語ができない方は火~金の午前10時~午後5時に国際情報プラザへご連絡ください。</p>
<p>申請・询问处: 男女共同参画中心 TEL 072-960-9205 / FAX 072-960-9208</p>	<p>申込・問合先:イコーラム(男女共同参画センター)</p>

大阪生活指南

IV-1 在留卡 3. 在地方入国管理官署办理手续

(1) 申报变更

在留卡记载的事项中,如变更姓名、国籍・地域、出生年月日、性别时,在14天以内直接到入国管理局申报。在这个情况下,被交付新的在留卡。你因工作而持有“技术”等在留资格时,或因学习而持有“留学”等在留资格时,如果变更所属机构(雇佣单位,学校等)的话,在14天以内直接到入国管理局办理变更手续,或向东京入国管理局(*)邮寄变更报告。如果你作为配偶以「家属滞在」,「日本人的配偶等」等的资格居住,配偶死亡或者离婚时,同样也要在14天以内申报。

(*) 邮寄地址 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

东京入国管理局 在留管理情报部门 申报受理担当

IV-1 在留カード

3. 地方入国管理官署での手続き

(1) 変更の届出

在留カードに記載されている事項のうち、氏名、国籍・地域、生年月日、性別が変わった場合は14日以内に直接入国管理局に届出をします。この場合は、新しい在留カードが交付されます。あなたが、「技術」など就労をするための在留資格を持っている場合や、「留学」など学ぶための在留資格を持っている場合で、所属する機関(雇用先、学校など)が変わった場合は14日以内に変更の届出を直接入国管理局で行うか、東京入国管理局(*)に郵送します。もしあなたが配偶者として「家族滞在」、「日本人的配偶者等」などの資格で在留しており、配偶者が死亡したり離婚した場合も、同様に14日以内に届出をします。

(*) 送付先 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

東京入国管理局 在留管理情報部門 届出受付担当

<摘自大阪府国際交流財団 OFIX 网页「大阪生活指南」>

<大阪府国際交流財団 OFIX HP「大阪生活必携」より> <http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

<p>东大阪市国際情報广场</p>	<p>提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文</p>	<p>Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823</p>
<p>大阪府外国人情报处</p>	<p>英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙語、菲律賓語、越南語、泰語</p>	<p>Tel 06-6941-2297</p>

